

笛吹市地域防災計画（素案）に対するパブリックコメントの募集について

1 目的

本市では、災害対策基本法第 42 条に基づき、災害に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、平成 30 年 3 月に「笛吹市地域防災計画」を改定いたしました。

今回、以下の内容を踏まえ、新たに笛吹市地域防災計画（素案）を作成しましたので、今後の計画策定の参考とするため、広く皆様の御意見、御要望をお伺いいたします。

- (1) 災害対策基本法の一部を改正する法律の内容（避難勧告、避難指示の一本化等）
- (2) 令和 4 年 6 月に改正された防災基本計画の内容
- (3) 令和 3 年 12 月に改正の山梨県地域防災計画の内容
- (4) 令和 3 年 3 月に策定した市の国土強靱化計画
- (5) 令和 5 年 5 月に県から示された南海トラフ地震の被害想定などの変更内容
- (6) 令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震を教訓とした緊急点検
- (7) 令和 6 年 6 月に国より示された防災基本計画の修正内容 など

2 意見募集期間

令和 6 年 12 月 19 日（木）～令和 7 年 1 月 20 日（月）

※上記期間、本市のホームページで閲覧できます。また、上記期間の土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の閉庁日を除き、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの時間帯に、笛吹市役所本館 2 階 防災危機管理課 防災担当及び各支所の窓口において閲覧できます。

※年末年始の閉庁日とは、令和 6 年 12 月 28 日から令和 7 年 1 月 5 日までです。

3 提出方法及び提出先

「パブリックコメント意見提出用紙」を、市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。

住所、氏名、電話番号は必ず記入してください。電話ではお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 電子メールの場合

「pubc-bousai@city.fuefuki.lg.jp」宛のメールに添付し、送信してください。

(2) ファクシミリの場合

FAX 番号（055-262-4115）に送信してください。

(3) 郵送の場合

〒406-8510 笛吹市石和町市部 777 番地 笛吹市役所 総務部 防災危機管理課

防災担当まで郵送してください。

(4) 窓口来庁の場合

笛吹市役所 総務部 防災危機管理課 防災担当又は各支所の窓口に備え付けの「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を記入し、当該窓口に提出してください。

4 御意見の取扱い

提出された御意見等については、内容ごとに整理、分類した上で、これに対する市の考え方とともに市ホームページで公開します。

なお、住所、氏名等の個人に関する情報は公開しないことはもとより、ほかの目的で使用することは一切ありません。

5 問い合わせ先

笛吹市役所 総務部 防災危機管理課 防災担当
電話 055-262-4111（内線 233・234・920）